一　当該適用連結親法人又はその適用連結子法人が教育訓練費未経過連結親法人又は教育訓練費未経過連結子法人に該当し、かつ、当該適用連結親法人又はその適用連結子法人がその設立の日から当該適用年度終了の日までの期間内に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日の前日までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（当該開始の日前二年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。次号において「連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日

二　当該適用年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度等のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日

22　適用連結親法人又はその適用連結子法人が教育訓練費基準日から適用年度終了の日までの期間内において行われた分割、現物出資若しくは現物分配に係る分割法人等又は適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。）に係る分割承継法人等若しくは教育訓練費基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には教育訓練費基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。）に係る分割承継法人等に該当する場合の当該適用連結親法人又はその適用連結子法人の当該適用年度における比較教育訓練費等の額の計算における教育訓練費の額については、教育訓練費基準日を第九項各号の基準日と、教育訓練費未経過連結親法人又は教育訓練費未経過連結子法人を同項第二号の未経過連結親法人又は未経過連結子法人と、教育訓練費の額を同項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

23　法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結法人のその適用を受けようとする連結事業年度に係るその連結親法人及びその各連結子法人の同条第三項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合における同条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第六十八条の十五の六第一項第一号及び第二項第一号に掲げる要件を満たさないものとする。

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の法第六十八条の十五の六第二項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

24　法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用を受けようとする連結法人のその適用を受けようとする連結事業年度に係るその連結親法人及びその各連結子法人の同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額の合計額が零である場合における同条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該連結事業年度に係る当該連結親法人及びその各連結子法人の教育訓練費の額の合計額が零である場合　法第六十八条の十五の六第一項第三号に掲げる要件を満たさないものとする。

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第六十八条の十五の六第一項第三号に掲げる要件を満たすものとする。

25　法第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けようとする連結法人のその適用を受けようとする連結事業年度に係る同項に規定する中小連結親法人及びその各連結子法人の同条第三項第十一号に規定する中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額が零である場合における同条第二項の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「第六十八条の十五の六第一項第三号」とあるのは、「第六十八条の十五の六第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

第三十九条の四十七の次に次の一条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十七の二　法第六十八条の十五の七第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本を除く。）とする。

2　法第六十八条の十五の七第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の認定革新的データ産業活用計画（同項に規定する認定革新的データ産業活用計画をいう。次項各号において同じ。）に記載された同条第一項に規定する新設又は増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が五千万円以上のものとする。

3　法第六十八条の十五の七第一項に規定する情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　認定革新的データ産業活用計画に係る法第六十八条の十五の七第一項に規定する特定ソフトウエアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この号において同じ。）により当該特定ソフトウエアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置又は当該情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置（その動作が当該指令により自動的に制御されるものに限る。）で、当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をするものとして当該認定革新的データ産業活用計画に記載されているもの

二　認定革新的データ産業活用計画に係る法第六十八条の十五の七第一項に規定する特定ソフトウエアとともに取得又は製作をするものとして当該認定革新的データ産業活用計画に記載されている器具及び備品

4　法第六十八条の十五の七第一項に規定する政令で定める試験研究は、第三十九条の三十九第三項各号に掲げる試験研究とする。

5　法第六十八条の十五の七第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の七第一項に規定する供用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。同号及び第七項において同じ。）の百分の二十（当該供用年度において同条第二項第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　認定連結親法人（法第六十八条の十五の七第一項に規定する認定連結親法人をいう。以下第七項までにおいて同じ。）又はその認定連結子法人（同条第一項に規定する認定連結子法人をいう。以下第七項までにおいて同じ。）で、革新的情報産業活用設備（同条第一項に規定する革新的情報産業活用設備（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び第七項において同じ。）を取得し、又は製作したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロにおいて同じ。）